

**犯罪被害者支援弁護士制度検討会**

**論点整理の結果について**

**令和3年4月**

**法務省大臣官房司法法制部**

## 犯罪被害者支援弁護士制度検討会 委員名簿

|         |   |
|---------|---|
| 黒 井 新   | 弁護士（第二東京弁護士会）                               |
| 菅 沼 友 子 | 弁護士（第二東京弁護士会）                               |
| 中曾根 えり子 | 公益社団法人にいがた被害者支援センター理事                       |
| 長谷川 桂 子 | 弁護士（愛知県弁護士会）                                |
| 宮 下 朋 子 | 弁護士（福島県弁護士会）                                |
| 宮 園 久 榮 | 東洋学園大学教授・日本被害者学会理事                          |
| 宮 脇 淳   | 北海道大学教授                                     |
| 安 田 貴 彦 | 京都大学大学院総合生存学館特任教授・公益社団<br>法人全国被害者支援ネットワーク顧問 |

（敬称略，五十音順）

### 【事務局】

法務省 大臣官房司法法制部  
大臣官房秘書課  
刑事局

### 【オブザーバー】

内閣府男女共同参画局

警察庁

日本司法支援センター（法テラス）

## 1 委託援助事業の国費負担について

日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合、どのような課題が考えられるか。

(論点1) ①どのような場面で弁護士による被害者支援が求められているか、②弁護士でなければならない又は弁護士によることが効果的といえる被害者支援とは何か、③弁護士による「法律事務」の提供以外の被害者支援のうち、他の関係機関・団体において実施可能なものについて、どのように考えるか。\_\_\_\_\_ 1 頁

(論点2) 弁護士による被害者支援の提供を国費により負担することにつき、どのような考え方・基準により、その可否を考えるべきか。\_\_\_\_\_ 6 頁

(論点3) 事件発生直後や加害者が特定されていない早期の段階から国費負担により弁護士を選任して法的支援を行うこととする場合、対象となる「犯罪被害者」の認定手続について、どのように考えるか。\_\_\_\_\_ 9 頁

## 2 法テラスの犯罪被害者支援事業について

弁護士による被害者支援を充実させる観点から、法テラスの民事法律扶助等について、見直すべき点はないか。

(論点4) 現行の民事法律扶助の基本的な枠組を前提に、委託援助事業の一部又は全部を代理援助の対象とする場合、資力要件、立替基準(報酬基準)、償還の在り方等につき、どのように考えるか。\_\_\_\_\_ 1 1 頁

(論点5) DV、ストーカー、児童虐待の被害者の法律相談援助の利用を更に促進する具体的方策について、どのように考えるか。\_\_\_\_\_ 1 3 頁

(論点6) 法テラスの精通弁護士紹介、情報提供、関係機関との連携などについて、見直すべき点はないか。\_\_\_\_\_ 1 4 頁

(論点1) ①どのような場面で弁護士による被害者支援が求められているか、②弁護士でなければならない又は弁護士によることが効果的といえる被害者支援とは何か、③弁護士による「法律事務」の提供以外の被害者支援のうち、他の関係機関・団体において実施可能なものについて、どのように考えるか。

**【検討会における主な意見】**

(①～③について)

**〔全般的な検討の視点について〕**

- 被害者支援には、弁護士のみならず、警察、自治体、社会福祉士、民間ボランティア団体等が様々な形で関与しており、これらの各団体等による被害者支援全体の中で、弁護士の活動をどこに位置付けるのか、弁護士でなければならない支援、他機関で可能な支援であっても弁護士が担うべき支援とは何かを検討する必要がある。
- 求められている弁護士の支援を検討するに当たり、実際に弁護士が支援したことによりどのような効果・結果が生じたのかを検証する必要があるのではないか。
- 警察や検察が、犯罪被害者の立場に立って、その訴えを真摯に受け止め被害者の意思を尊重し、犯罪ありと思料するならば適切に捜査等を遂行することは当然の責務である。この活動の適正化を制度的に担保するものとして、都道府県公安委員会に対する苦情申出制度・警察本部の被害者相談窓口等があり、被害者の意思を尊重できるよう機能している。こういった既存の諸制度を十分に活用したとしてもなお不十分な点があるのか、被害者本人が自ら権利行使できる場合もあるがそれでも不十分か、民間団体の無償での支援もあるがそれでも不十分か、それら不十分な点を補うために弁護士による被害者支援を国費で賄う必要があるのか精査する必要がある。
- 捜査機関は中立的立場で事件処理に臨むのが基本であり、専ら被害者の立場や意思に沿って行動できない場面もある。苦情申出制度等では、判断に時間がかかるなど進行中の個別事件の被害者の具体的要望に対応できない場合もあり、捜査機関による被害者支援とは別に、弁護士による被害者支援の必要性を考えるべきではないか。

**〔弁護士による各種被害者支援について〕**

- 「メディア対応」は、必ずしも弁護士でなければならない法律事務とは言えず、実際に法的措置を必要としないものも少なくない。民間被害者支援団体でも対応可能な部分は大きく、弁護士が担うべき支援とは言えないのではないか。
- 「メディア対応」は、本人や家族、警察では難しく、弁護士が被害者のプライバシー権や情報をコントロールする権利等を根拠として代理人となるのが適切ではないか。
- 民間被害者支援団体では、被害者宅に張り紙をしたり、マスコミに配慮をお願いしたりすることはできるものの、法的措置をとることはできない。「メディア

- 対応」は、法的措置をとることもあるので弁護士による対応が効果的ではないか。
- 「メディア対応」は、現に行われている報道等に対し、リアルタイムで積極的に対応したり報道機関と折衝したりするものであり、差止請求や賠償請求訴訟といった法的措置については、民事法律扶助の対象となる。
  - 日弁連等において、「メディア対応」について特別の研修やトレーニングを実施していないことからすると、弁護士によるメディア対応については、全国一律の適切な支援を行うための体制が整備できているとは言えないのではないか。
  - 弁護士は、「メディア対応」について随時、書籍で調べたり、各弁護士会の犯罪被害者支援委員会に聞くなどして対応可能であり、支援体制の整備として不十分とは言えないのではないか。
  - 弁護士による「メディア対応」に国費を投入するという事は、国家が一方当事者である被害者の弁護士活動のみを支援することとなり、メディアの表現の自由に対する間接的な介入となることについても検討しなければならない。
  - 「メディア対応」に国費を投入するとしても、どのような対応をするかは被害者及び受任弁護士の判断に委ねられており、メディアの表現の自由に対する介入とは言えないのではないか。
  - 「同行支援」や「付添支援」は法律事務とは言えず、弁護士が担うべき被害者支援と言えるのか疑問である。
  - 性犯罪・性暴力被害の「同行支援」・「付添支援」に関しては、既にワンストップ支援センターが行っている上、民間ボランティアが行っている「同行支援」等に十分国費が投入されていない中で、弁護士による同行支援等に国費が投入されることに合理性があるのか。
  - 民間被害者支援団体やカウンセラーによる付添支援は、被害者に寄り添うものとして重要な役割を果たしている上、被害申告を促す公共的な意義が認められるが、現時点では十分な国費負担はない一方で、弁護士による付添支援に国費を投入することについて合理的な区別ができるのか。
  - 民間被害者支援団体でも「同行支援」・「付添支援」や少年審判に関する支援も行っているものの、被害者の意向に沿わない捜査進行に対し、法的な見解を主張するのは難しく、弁護士による対応が適切ではないか。
  - 「警察・検察庁との対応」や「加害者からの謝罪対応」について、弁護士でなければできない法律事務とは言えず、弁護士が担うべき被害者支援と言えるのかを検討する必要がある。
  - 日弁連のアンケートで支援の実績の多い「示談交渉」については、既存の民事法律扶助により対応可能ではないか。
  - 「示談交渉」については、適正な賠償額・示談による法的効果を予測するなど法的知識が必要であり、「警察・検察庁との対応」も同様で弁護士でなければできない支援ではないか。日弁連のアンケートでも、捜査機関との折衝、交渉等の場面では弁護士が必要との意見が出されている。
  - 被害者が、適切なタイミングで、被害を受けた事件について弁護士から「法的助言」を受けられることが必要ではないか。この法的助言こそが弁護士に求めら

れている支援，弁護士でなければできない支援ではないか。現状，被害者が，適宜弁護士からの法的助言を受けられる仕組みができてきているのかについて検証されなければならない。

- 被害者の心情に関する意見陳述に対する支援は，公判廷における被害者の権利行使に対する支援であり，弁護士による被害者支援の中でも国費負担を検討する意義があるのではないか。

#### 〔弁護士による被害者支援の体制について〕

- 弁護士でなければできない「法律事務」の提供による被害者支援であっても，直ちに国費投入が許容される訳ではなく，国民的な理解が得られる水準や体制の確保が前提であり，特に，国費投入に伴い，他の機関・団体と同様，納税者に対する「説明責任」と「情報公開」は必須となると考える。例えば，日弁連や弁護士会による支援担当弁護士の研修内容・実施回数等の「質の確保」（担い手の信頼性・適格性を含む。）に向けた取組状況や，利用者からの苦情内容・それへの対応状況などについても情報公開し，説明する義務が伴うはずである。国費化に伴うこのような義務につき，日弁連や弁護士会における組織的な対応体制や，どのような情報公開や説明がされるかの準備・検討状況等も併せて検証される必要がある。独占的に国費の支出先になるのであれば，なぜ弁護士以外では担えないとして排除するのかについての合理的説明が不可欠である。
- 全ての弁護士会で被害者支援に関する活動を行う委員会が設置され，関係機関との連携も進めている上，ほぼ全ての弁護士会で研修等を毎年複数回行っており，日弁連の犯罪被害者法律援助事業は10年以上の実績があり，被害者支援を行う体制は十分と考える。
- 犯罪被害者支援の精通弁護士や被害者参加弁護士の名簿に搭載されるためには，犯罪被害者支援の研修を受講する，一定の実務経験があるなどの要件を満たす必要があるとのことであるが，日弁連委員から提出を受けた資料によれば，各弁護士会でその研修の開催頻度にばらつきがある上，回数が低調な弁護士会もあるなど課題もあると思われる。また，研修の内容も，主にDV・ストーカーなど特定分野に限定して実施する弁護士会もあるなど，被害者支援全般にわたる体系的な研修が全国的に実施されているとは言いがたい。国費投入を考える場合，研修頻度や内容等に関してガイドラインを制定して公表するなど，必要な研修実施に向けた取組により国民（特に被害者）の信頼醸成に努めるべきではないか。
- 日弁連では，現状，e-learningの方法等により，被害者への心情配慮と支援手続に関する多彩なカリキュラムを無償で提供するとともに，地方単位会の研修には日弁連の犯罪被害者支援委員会の講師を派遣するなど，被害者支援に必要な研修を実施しており，法テラスにおける精通弁護士紹介等において苦情がそれほどないことも踏まえると，研修等が不十分とは言えないのではないか。
- 国費投入の前提として，被害者支援を行う弁護士のための統一的・体系的カリキュラムを準備し，その内容や受講実績を公開等することで，全国どこの被害者も一定の水準以上の支援を受けられる体制整備が必要ではないか。

### 〔弁護士による被害者支援と他の機関・団体による支援との関係について〕

- 弁護士にしか提供できない「法律事務」による被害者支援の提供か、それ以外のものかは重要なメルクマールであり、「法律事務」以外の被害者支援のうち、特に他の民間団体で提供可能なものについては、弁護士の活動に優先的に国費を投入する根拠はないのではないか。
- 「法律事務」でなくとも、弁護士によることが「効果的」な被害者支援はあり、「法律事務」か否かで区別して考えるべきではない。弁護士による被害者支援は、法的知識等を駆使して行う活動であって、例えば、「同行支援」でも警察官等が求めていることの法的意味や効果等について説明・助言等するもので、民間被害者支援団体の活動とは質的に異なる。
- 「法律事務」以外については、他の機関・団体等が行う支援との間で、支援による効果、コスト、相談やアクセスの容易性・利便性等を比較衡量し、その上で他の機関・団体では代替不能と認められるような被害者支援があれば、優先的に国費を投入すべきかどうかを検討する俎上に上るのではないか。
- 民間被害者支援団体の活動にも国費投入は必要であるが、それと弁護士による被害者支援に国費を投入すべきかどうかは別途議論すべきではないか。
- 被害者支援において、支援による効果・コストといった「効率性」の観点は重視されるべきではなく、より「効果的」であればよいのではないか。
- 民間被害者支援団体では、所定の研修を受けた相談員が、メディア対応、警察・検察の事情聴取時の同行・付き添い、裁判傍聴・被害者等の意見陳述・証人尋問時の付き添い、代理傍聴等の支援を行っており、希望があれば被害者支援に精通した弁護士や臨床心理士を紹介するなど関係機関と連携しコーディネーターとして重要な役割を果たしている。もっとも、法的措置や法的見解の主張等は弁護士でなければできない。
- 弁護士が被害者支援で重要な機能を担っていることは否定しないものの、財政議論・政策議論となれば他の利害関係との対立調整が不可欠であり、自らの適正性の主張に加え、他の政策課題との差別化・付加価値化が必要である。国費化を求める側において、その機能の範囲と第三者の確認可能性に努めることが前提であり、政策議論に耐え得る事実や客観的根拠が示される必要がある。その意味で、論点1のいずれの項目も、「明確化と客観的根拠」が問題となる。

### （その他関連事項について）

- 弁護士による被害者支援に国費を投入するとしても、実際に被害者支援を担う当該弁護士の資格要件をどのように考えるかも検討されなければならない。
- 論点のうち、振り分けの基準に「法律事務」か否かをを用いるのは適切ではない。弁護士によることが効果的かどうかのみが基準となるべきである。

### （説明）

**論点1**は、国費負担による弁護士選任制度を検討する前提として、その対象となり得る範囲をどのように考えるかを問うものであり、具体的には、①どのような場

面で弁護士による被害者支援が求められているか，②弁護士でなければならない又は弁護士によることが効果的といえる被害者支援とは何か，③弁護士による「法律事務」の提供以外の被害者支援のうち，他の関係機関・団体において実施可能なものについて，どのように考えるか，が問題となる。



**(論点2) 弁護士による被害者支援の提供を国費により負担することにつき、どのような考え方・基準により、その当否を考えるべきか。**

**【検討会における主な意見】**

- 弁護士を含む各団体等による被害者支援全体の中で、どこにどれだけの国費を投入すべきか、他の団体と区別して弁護士の支援に国費を投入するのであれば、その理由や根拠、弁護士の支援が「共助」ではなく「公助」に該当することの根拠についても検討していく必要があるのではないかと。特に、公共政策として弁護士による委託援助事業を制度化し国費を投入するということは、他の団体との関係でも強い権力的な行為であることに留意し、当該支援に係る団体等の中において経済的に弁護士による被害者支援に大きな劣位的格差があり、これを放置することが民主主義社会の中で許容できず、階層社会を生み出すため権力的な介入が許されるといえるのかという観点から、支援内容を個別に検討する必要があるのではないかと。
- 対権力的要素が強い刑事弁護人に国費が投入されていることからすると、弁護士による被害者支援に国費を投入することを権力的行為と捉え、権力的な介入が許されるかという観点から検討するのは違和感がある。
- 弁護士による被害者支援を制度化し、国費を投入する場合、その効果が最終的にどこに帰着するのかとの観点が重要であり、被害者のための国費投入の効果が、結果的には加害者側に対する経済的援助となるのではないかと、被害者の弁護士費用については相当な範囲で加害者が負担すべきものと考えられ、これを国が負担することが加害者負担の軽減とならないかと、それが正当化できるのかといった観点からも、検討する必要がある。
- 第1次犯罪被害者等基本計画を受けて設置された「経済的支援に関する検討会」においても、日弁連の犯罪被害者法律援助事業の制度化や国費負担が検討されたが、平成19年の最終取りまとめでは、「民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者(加害者)側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない」との基本的な考え方が示されている。現在、弁護士選任のための費用を国が支援する制度として、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる法テラスの民事法律扶助等が用意されており、弁護士による犯罪被害者の支援の充実のために、まずは、既存の民事法律扶助等の利用促進や更なる充実を図るのが重要ではないかと。
- 被疑者・被告人の国選弁護人が被害者と示談交渉して和解が成立した場合には、民事の問題にもかかわらず、加算報酬という形でその弁護士費用が国費で賄われている。その対比として、被害者が加害者側と示談交渉等をする際にも、何らかの支援が検討されてもよいのではないかと。ただし、国費対象となるべき罪種その他の要件に関しては子細に検討する必要がある。
- 被害者参加対象事件については、一定の要件の下、国選弁護士の選任が認めら

れており、被害の重大性等に鑑みれば、これら事件については、公訴提起前から弁護士の被害者支援を受けられるよう検討すべきではないか。

- 日弁連のアンケートによれば、支援を受けた被害者の6割弱が性犯罪の被害者となっており、性犯罪は、その被害の性質上、二次的被害の防止等が重要で弁護士による被害者支援の必要性も高い。全ての犯罪被害者を広く支援する制度の導入が困難であれば、まずは性犯罪の被害者だけでも支援を実現すべきではないか。
- 国費による被害者支援の対象を考えるに当たっては、性犯罪だけではなく、深刻重大な被害結果を伴う殺人や交通犯罪なども支援対象として検討すべきではないか。
- 犯罪でも、極めて軽微、可罰的違法性が乏しいような事案について国費による弁護士選任を認めることは過剰とはならないか。
- 国費を投入するとしても、民間被害者支援団体を中核として、弁護士による被害者支援はその一部と位置付けるのが適切ではないか。
- 日弁連の委託援助事業では、犯罪被害者が必要とする援助に柔軟に対応できるようにするため、援助対象が緩やかに定められている。仮に国費を投入する場合、援助対象や報酬対象業務を厳格に定めることが必須と思われる。
- 国選被害者参加弁護士の報酬及び費用の算定基準は、弁護士会の要望もあり、法テラスの恣意的な運用が行われないようにするため、極力裁量が限定されるよう援助の対象となる範囲等について詳細かつ具体的に定められている。このような観点からすると、援助対象等を厳格に定める必要が生じ、現在の日弁連の委託援助事業のように犯罪被害者のニーズに応じて柔軟に対応することができなくなる懸念がある。
- 被害者は理不尽に本来遭うはずのない被害に遭い、一定の資力があっても、被害後は就労も困難となるケースもあることも考慮し、現行の民事法律扶助の枠組みを前提とせず、資力を問わず援助の対象とし、かつ、償還不要の給付制とすべきである。
- 資力を問わず、弁護士費用等を十分支弁できる被害者に対してまで償還不要の支援を行うことについて国民的理解を得られるのか疑問である。例えば、就労が困難であったり、精神的被害や知的障害等により捜査機関との意思疎通が困難であったりする事情については、就労支援やカウンセリングの無償化、適切な介助など他の支援とトータルで考える必要がある。そのため、民間団体がまずもって支援に当たり、必要であれば、弁護士を含む多くの専門職と連携している民間団体がそれらにつなぎ、国や自治体がそれを支援するという仕組みがより適切ではないか。
- 資力を問わず国費による支援を行うことについては、その支援により経済的格差や生活上の格差が拡大することについても留意し、そのように経済的格差等が拡大することを前提にしても、当該支援をすべきであるという理由や根拠が必要である。
- 今回の検討事項からは外れるが、民間の被害者支援団体についても、被害者の

伴走者として、コーディネーターとして重要な役割を担っているが、未だ経済的基盤が脆弱であるため、自治体や国からの支援が必要である。

**(説明)**

**論点 2**は、犯罪被害者の支援に関し、日弁連による委託援助事業や法テラスによる犯罪被害者支援業務（精通弁護士紹介、民事法律扶助等）のほか、捜査機関（警察・検察）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）等の民間被害者支援団体による種々の被害者支援が広く行われており、弁護士による被害者支援の提供について特に国費を拠出することについてどのように考えるか、また、どのような考え方・基準により、国費負担の可否を考えるかを問うものである。

**(論点3) 事件発生直後や加害者が特定されていない早期の段階から国費負担により弁護士を選任して法的支援を行うこととする場合、対象となる「犯罪被害者」の認定手続について、どのように考えるか。**

**【検討会における主な意見】**

**〔「犯罪被害者」の認定方法について〕**

- 被害届の提出等を支援内容に入れる場合、加害者が逮捕されていない時点で「犯罪被害者」を認定する必要が生じ、誰が、どのような方法で「犯罪被害者」を認定するかを検討する必要がある。
- 犯罪被害者に必要な支援が行き届かないことがあってはならず、弁護士による法律相談を前置し、当該弁護士が「犯罪被害者」であることを認定するという方法が考えられるのではないか。
- 支援の必要性の高い性犯罪については、弁護士による法律相談前置による認定のほかに、ワンストップ支援センターでの相談前置による認定も考えられるのではないか。
- 「犯罪被害者」の認定は、捜査機関が行うほかないのではないか。
- ワンストップ支援センターでは、捜査機関に被害届を出す前であっても、申告者の身体等の状況を踏まえ必要と判断されれば、産婦人科医による診療や緊急避妊の措置等について国費負担がされている。捜査機関が「犯罪被害者」を認定するとしても、事後的に被害届を提出し「犯罪被害者」と認定される限り、それまで要した弁護士費用等について支援の対象とすることは可能ではないか。

**〔「犯罪被害者」の認定を早期に行う場合の課題について〕**

- 警察が犯罪の嫌疑すら認知していない段階で、「犯罪被害者」と認定し国費を支出することは適当か検討する必要がある。
- 「犯罪被害者」の認定を早期から行うとしても、その後、その被害申告等が虚偽であることが判明した場合、支出された国費をどのように取り扱うか、支援を担当した弁護士が責任を負う可能性はあるのか検討する必要がある。
- 対象となる罪種を強制わいせつ等の重大犯罪に限定する場合、仮に、捜査の結果、迷惑防止条例違反としてしか立件されなければ、支出された国費をどのように取り扱うのか検討する必要がある。
- 「犯罪被害者」と認定された後、加害者側から示談や民事賠償が得られたことにより被害届や告訴を取り下げ、最終的に「犯罪」の認定に至らないようなケースでも国費負担をすることは適切か。
- 事案や犯罪類型、被害者の属性によって被害届以前の支援が重要となる場合もあるため、早期段階の「犯罪被害者」の認定にあたっては、支援を必要としている者が、必要な時期に、適切な支援主体から必要な支援を得られるように留意すべきではないか。
- 被害届や告訴状の作成・提出は、「犯罪被害者」が弁護士による被害者支援を

最も必要とするものの一つであるが、捜査機関により加害者が特定・検挙等されていない段階で、国費による弁護士の支援を行う場合、「犯罪被害者」の認定の問題に加え、「加害者」とされる者との公平性の観点からも難しい問題が生じる。

- 「犯罪被害者」の認定を早期から行う場合、時期によっては「犯罪被害者」には国費による弁護士選任が認められる一方、「加害者」とされた人にはそれが認められないこともあり得るが、その不均衡についてどのように考えるか。

#### (説明)

**論点 3**は、捜査段階のうち、特に犯罪被害が発生した直後などの早期の段階において、国費により弁護士による法的支援を提供することとする場合の課題について問うものである。

国費により支援を行うこととする場合には、捜査機関により加害者が特定・検挙等されていない段階や、いわゆる事件性に疑義があったり、証拠が乏しい事案等において、「犯罪被害者」を誰が、どのような手続で認定するか、事後に被害者ではないことが判明した場合の取扱いなどが問題となり得る。

**(論点4) 現行の民事法律扶助の基本的な枠組を前提に、委託援助事業の一部又は全部を代理援助の対象とする場合、資力要件、立替基準(報酬基準)、償還の在り方等につき、どのように考えるか。**

**【検討会における主な意見】**

- 令和元年の民事執行法の改正において、被害者の加害者に対する損害賠償請求権(生命・身体に対する不法行為に基づくもの)について、加害者の給与債権(勤務先)に関する情報取得手続が特別に認められるなど、民事法制の中でも犯罪被害者は特に保護すべき類型として取り扱われている。例えば、資力が乏しい被害者が民事法律扶助で弁護士を必要とする場合には、その利用要件(資力要件)や費用の償還等に関して特則を設けることが検討されても良いのではないかと。ただし、これまで以上に制度を拡充する場合、資力要件のより厳格な確認や適切な償還の確保方策も併せて検討する必要がある。
- DV等被害者法律相談援助においては、既に資力要件が一定程度緩和されているので、委託援助事業を取り込むのであれば、資力要件については、それと同程度の緩和が必要ではないかと。
- 資力要件があることによって、弁護士への依頼を断念する被害者がいることからすると、資力要件は撤廃すべきである。
- 代理援助の枠組を前提として委託援助事業を取り込む場合、利用者(被害者)が弁護士費用を償還(返還)する義務を負担することとなるため、償還を求められない委託援助事業と比べると、被害者の負担が増すこととなる。
- 被害者が民事法律扶助制度を利用して加害者に対する損害賠償を命じる判決等を得たとしても、加害者に資力がなければ、結局、損害が補填されないばかりか、立替となっている弁護士費用等を分割で支払う必要が生じる。加害者から金銭等を得られない場合は、弁護士費用等の償還を免除すべきではないかと。
- 被疑者・被告人の国選弁護人と同様の報酬体系を策定する場合には、弁護人の労力や成果を反映させた客観的で詳細な報酬基準が必要となる。そのような報酬基準の策定に伴い、項目や報酬額が限定されることとなった場合、弁護士の理解を得られるかが問題となる。
- 被害者支援弁護士の活動内容は、事案によって異なり、成果も想定しにくい。このため、報酬基準としては、具体的な活動内容等によらないで、まとまった基礎報酬額を定める方法が考えられるのではないかと。
- 代理援助の枠組みを前提とする場合には、援助対象となる業務は示談交渉を軸とし、示談金の額をベースに立替基準を考えざるを得ず、他の支援(事情聴取等への同行・付き添い、メディア対応等)については困難案件加算のレベルでしか考慮されず、報酬額が相当限定されることにならないかと懸念される。
- 弁護士による被害者支援に対する適正な国費負担の支出水準はどのように決められるべきか。とりわけ、法律事務以外の支援に関してはどのように算定を行

うべきか。

- 損害賠償に応じない加害者への対抗手段として、改正民事執行法で新設された「第三者からの情報取得手続」や罰則等が強化された「財産開示手続」の活用が考えられる。資力の乏しい被害者が弁護士の助力でこれらの手続を活用して被害回復を図れるようにするため、これらの手続を利用する被害者の経済的負担にも配慮した立替基準（報酬基準）を設けてはどうか。
- 法テラスの現行の枠組みを否定するものではないが、弁護士による被害者支援については、資力要件不要、償還不要の給付制とするのが最適である。

**（説明）**

**論点 4** は、民事法律扶助の基本的な枠組を前提として、日弁連による委託援助事業をこれに取り込むこととする場合、資力要件、立替基準（報酬基準）、償還の在り方等につき、どのような課題があるかを問うものである。

**(論点5) DV, ストーカー, 児童虐待の被害者の法律相談援助の利用を更に促進する具体的方策について, どのように考えるか。**

**【検討会における主な意見】**

- 資力の乏しい被害者への「民事面」における支援に関しては、民事法律扶助による無料法律相談、代理援助（弁護士費用等の立替）があるが、「刑事面」における支援として、例えば、DV、ストーカー、児童虐待以外の一定の重大犯罪の被害者に、刑事に関する無料法律相談を認めることを検討してはどうか。
- 対象犯罪を殺人・傷害・性犯罪などの身体犯、交通犯罪等に拡大すべきではないか。
- DV等被害者法律相談援助の制度趣旨は、DV等の特定侵害行為の事案では、感情の変化等によって再被害の危険性が急激に高まるおそれがあり、速やかに弁護士による法的助言が必要とされることから、資力を問わず、DV等を「現に受けている疑い」が認められる場合に「その行為による被害の防止に関して必要な法律相談」を行うとされたものである。一定の重大犯罪の被害者に、刑事に関する無料法律相談を提供することには賛成ではあるものの、犯罪被害者全般が、必ずしもDV等のように緊急対応が必要とは限らないため、上記制度趣旨との関係について整理する必要がある。また、緊急対応による無料法律相談の拡大については、法テラス、弁護士会、担当弁護士の負担が相当に重く、その負担を考慮する必要もある。
- DV、ストーカー、児童虐待の被害者については、加害者による行動制限・行動監視があったり、経済的な虐待により交通費の支弁が困難な場合もあることから、出張相談が利用できる場合を拡大することを検討してはどうか。
- 法テラスでは、児童虐待の被害者に対する法律相談についても、本人による申込みを必要としており、深刻な被害となることが多い幼児や年少者が利用することは事実上困難となっている。実際、多くの幼児は、法律相談よりもまずは保護等を求めているものと考えられ、相談実績も低調である。このような実績や被害者の実態を踏まえて検討すべきではないか。
- 現状の制度では、法律相談しかできず、その後の各種法的支援ができないため、利用が低調だと考えられる。そのため、刑事事件に関しても代理援助のような制度を設ける必要があるのではないか。

**(説明)**

法テラスは、総合法律支援法の改正により、平成30年1月から、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する刑事面に関する法律相談援助も実施している。**論点5**は、新たに導入されたDV等被害者に対する法律相談援助の利用を更に促進する方策について問うものである。



**(論点6) 法テラスの精通弁護士紹介、情報提供、関係機関との連携などについて、見直すべき点はないか。**

**【検討会における主な意見】**

- 国費負担を前提とする場合、精通弁護士として登録される弁護士の質の確保のため、研修主体・研修内容等をより充実したものとする必要がある上、研修の実施状況、経験、苦情の内容やそれへの対応状況などについて、詳細に開示されることが必要となるのではないか。
- 日弁連委員から提出を受けた資料によれば、弁護士会の一部では、被害者支援の実務経験のない弁護士でも、精通弁護士や被害者参加弁護士の名簿登載を推薦しているとのことであるが、一定の実務経験と被害者支援に関する充実した研修を受講することを最低限の推薦要件とすべきではないか。
- 研修受講のみの弁護士については、名簿登載の要件として、弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属するなど実務経験のある先輩弁護士から指導助言を受けられる環境にあることを追加すべきではないか。
- 弁護士に対する研修として、当然、法律事務に関する研修を最優先としつつ、被害者との接触時に必要な被害者心理の理解に関する研修を重視すべきではないか。
- 日弁連委員から提出を受けた資料によれば、各弁護士会の研修の実施回数には地域的に偏りがあり、内容についても地域によって偏りがあるように思われる。特定の種類の犯罪に限られないよう研修内容を工夫し、少なくとも各弁護士会で毎年研修会を実施すべきではないか。犯罪被害者等の心情を理解し、一緒に動いてくれる弁護士に出会う機会は、全国どこにいても平等にあるべきではないか。
- 国費支出を受けた弁護士が被害者の期待に著しく反する事態となった場合、別途懲戒処分を設けるなど制度的担保が必要ではないか。
- 精通弁護士紹介の質の確保のためには、弁護士会による推薦について明確な基準や、前科や懲戒処分歴のあるものは推薦しないなどとする欠格事由などが必要ではないか。
- 法テラスから紹介を受けた弁護士が、適切な被害者支援を行わず、被害者に損害や苦痛を与えた場合、その責任を負うべきは、当該弁護士に限られるのか、紹介をした法テラスや名簿への登載を推薦した弁護士会も責任を負うのか。責任の所在を明らかにすることで、被害者が安心して法テラスに相談し、法テラスから紹介を受けた弁護士を信頼することができるようになるのではないか。
- 支援の現場の実情として、本当に被害者支援に精通した弁護士は限られているように感じる。被害者の想いに誠心誠意耳を傾け、ニーズを把握しながら被害者支援の法制度等について十分情報提供いただくとともに、被害者の意思決定を待ち、決めればスピーディに動いていただける弁護士を求めている。
- 精通弁護士紹介に関しては、紹介を受けた犯罪被害者がその後弁護士に連絡し

たのか、弁護士に連絡した結果はどうだったのかについて詳細な情報が収集されておらず、この制度がどの程度有効に機能しているのか明確でない。自ら弁護士に電話できていない者もいる可能性がある。上記のような情報を収集することが、今後、被害者支援弁護士制度の検討を深めていくために必要ではないか。

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを法テラスの指定相談場所に指定し、ワンストップ支援センターを相談場所として、弁護士による無料の法律相談を実施することは考えられないか。
- ワンストップ支援センターを指定相談場所にすることは可能だと思われるが、現状、民事に関する法律相談のみしか行えないため、立て付けと整合性を整理する必要はある。
- 犯罪被害者等早期援助団体の施設が法テラスの指定相談場所となっているところがあるが、そこでは、支援員と弁護士が協力してケースの検討や情報共有、被害者支援をスムーズに行えている。ワンストップ支援センターに加え、犯罪被害者等早期援助団体についても指定相談場所とすることを検討すべきではないか。
- 地域にばらつきがあると思うが、カウンセラー同席費用の立替制度など、まだ関係機関に対する制度周知が不徹底と感じる部分もあり、他の被害者支援団体とより顔の見える関係を築いてもらいたい。

**(説明)**

**論点6**は、法テラスが行っている精通弁護士紹介等の被害者支援業務に関し、弁護士による被害者支援を充実させる観点から、今後、どのような取組や工夫が考えられるかを問うものである。

## 法テラス、日弁連、警察庁、ワンストップ支援センターによる 犯罪被害者支援の各種取組について

### 1 法テラスの犯罪被害者支援事業

#### (1) これまでの取組及び支援事業の拡大状況等

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法の要請を受け、被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。

具体的には、被害者支援に関する法制度や関係機関の情報提供、被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）紹介のほか、被害者の民事に関する問題の民事法律扶助（法律相談、代理援助、書類作成援助）を業務開始当初から実施し、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等に弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給業務、平成26年4月からは民事法律扶助制度におけるカウンセラー等同席費用の立替え、平成30年1月からはDV、ストーカー、児童虐待の被害者に弁護士による法律相談（刑事に関するものを含む）を行っている。

#### (2) 各支援業務の内容及び取組

##### ア 情報提供業務、関係機関との連携、職員の研修

誰でも費用負担なしに利用できる犯罪被害者支援ダイヤル（電話、メール）のほか、全国の各地方事務所の窓口において、被害者が刑事手続に適切に関与し、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度情報の紹介、被害者支援を行う関係機関・団体の窓口の案内等を行う。

被害者支援を行う関係機関との連携強化として、法テラスの各地方事務所において、被害者支援をテーマにした連絡協議会を開催したり、各都道府県警察が主催する被害者支援連絡協議会など、関係機関が開催する意見交換会、事例検討会等に参加し、関係機関との連携を進め、法テラスからの関係機関紹介及び関係機関からの法テラス紹介につなげている。

令和元年度における情報提供の実績は、犯罪被害者支援ダイヤルによる情報提供が約1万5000件、地方事務所による情報提供が約1万1000件で合計約2万6000件となっている。

被害者支援においては、被害者の心情への配慮、二次的被害の防止が重要であり、支援業務に対応する人材の確保や養成、スキルレベルの向上のため、職員研修における講義、電話対応のロールプレイ研修などを実施している。

##### イ 精通弁護士（被害者支援の経験や理解のある弁護士）の紹介業務

情報提供のみでは足りず、弁護士による支援につなげる必要がある場合、各地の弁護士会から推薦を受けた、被害者支援の経験や理解のある精通弁護士を無料で紹介している。

精通弁護士として登録されるための要件については、各弁護士会において個別に

設定され、被害者に関する法律事務や支援活動の経験、日弁連や弁護士会、被害者支援団体の実施する研修を複数受講していることが要件とされている。

令和元年度の弁護士紹介実績件数は1335件、精通弁護士の登録数は令和元年度は3781名（女性弁護士は全ての都道府県で最低3名以上を確保し、全国合計で896名）である。

#### **ウ DV等被害者法律相談援助業務**

DV、ストーカー、児童虐待の被害者の置かれている状況の緊急性に鑑み、速やかに弁護士にアクセスして必要な対応を相談できるようにしており、民事関係に限らず、刑事関係も含めての法律相談を実施している。被害者の資力を問わず相談することができ、300万円を超える現預金資産を保有している場合以外は、無料で法律相談を利用できる。

令和元年度の相談件数は、DV705件、ストーカー108件、児童虐待19件、合計832件となっている。

#### **エ 被害者参加人のための国選被害者参加弁護士の関連業務**

被害者参加制度に基づき、刑事裁判に被害者参加人として関与することとなった被害者が経済的に余裕がない場合、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する国選被害者参加弁護士に関し、法テラスは、被害者参加人からの選定請求を受け、裁判所に対し国選弁護人の候補者の指名通知を行うとともに、事件終了後の報酬算定及び支払業務を担っている。

国選被害者参加弁護士を利用するための資力要件は、被害を原因として必要となる治療費などの額を控除して、現預金資産200万円未満となっている。

令和元年度の実績件数は595件である。

#### **オ 被害者参加旅費等支給業務**

法テラスでは、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合の旅費、日当、宿泊料を支給する業務を行っており、資力等を問わずに全ての被害者参加人を対象にしている。

令和元年度は、2818件、約1900万円の旅費等を支給している。

#### **カ 民事法律扶助業務**

民事法律扶助は、経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料の法律相談を提供し（法律相談援助）、さらに、弁護士、司法書士への依頼が必要な場合には、その費用を立て替える（代理援助、書類作成援助）制度である。民事法律扶助は、刑事関係は対象外となっているため、被害者支援の関係では、被害者が加害者側に対して行う損害賠償請求関係（示談交渉を含む。）、DV事案での保護命令申立などで利用されることとなる。なお、代理援助の立替費用の対象として、代理人との打合せへのカウンセラー同席等に係る費用も立替えの対象となっている。

民事法律扶助を利用するためには、資力要件が設けられている（例えば、単身世帯者であれば、収入月額18万2000円以下、かつ資産180万円以下）。

代理援助及び書類作成援助は、弁護士費用等を法テラスが立て替えた上、利用者は、それを毎月分割で法テラスに償還する立替償還制であり、生活保護受給者や

それに準じる経済状況にある場合は、申請により、償還義務を免除される場合がある。

## 2 日弁連による犯罪被害者法律援助事業（委託援助事業）

法テラスは、本来業務の遂行に支障のない範囲で、国や公益法人等から委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができる。法テラスは、平成19年10月から、日弁連からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」を開始し、このうち、被害者の援助に関するものとして、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及びDV、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族のうち、資力要件を満たす者を対象に、弁護士による援助の必要性と相当性を要件として、弁護士報酬や費用等を援助する事業を行っている。

援助の対象となるのは、①被害届の提出、②告訴・告発、③事情聴取同行、④法廷傍聴付添又は少年審判傍聴付添、⑤証人尋問の援助等、⑥少年審判状況説明聴取、⑦修復的司法の一環としての加害者側との対話、⑧刑事手続における和解交渉（示談申込みへの対応等）、⑨犯罪被害者等給付金申請、⑩報道機関への積極的な対応・折衝、⑪検察審査会への申立て、⑫その他DV、ストーカー事件でのシェルターへの保護等犯罪被害者支援のために必要な活動、これらに関わる法律相談であり、委託要綱で定められた報酬、費用相当額が援助業務の活動内容に応じて支払われる。この委託援助事業は、日弁連会員の特別会費で賄われており、令和元年度の実績は、申込件数1645件、支出額約1億8200万円である。

## 3 ワンストップ支援センターによる犯罪被害者支援

ワンストップ支援センターとは、性犯罪・性暴力の被害者に、被害直後から総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするものであり、第4次男女共同参画基本計画及び第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、既に全国47都道府県において設置されている。

ワンストップ支援センターにおける支援の流れについては、別添1のとおりであり、性犯罪・性暴力被害者に対し、電話や面接での相談対応、病院や警察等への同行支援、カウンセリング、民事刑事対応のための弁護士の紹介等の支援を行っている。

## 4 警察庁による犯罪被害者支援

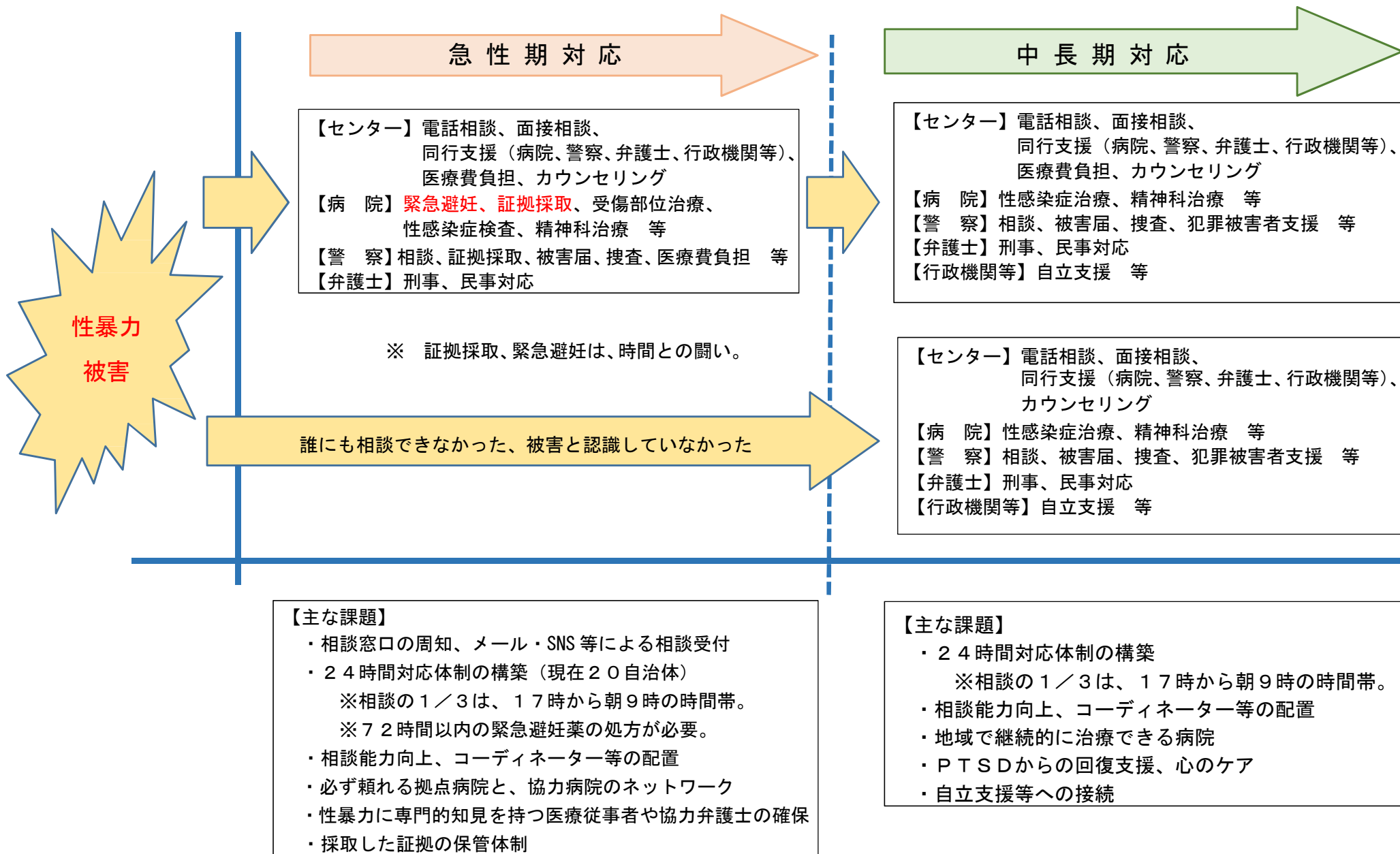
警察においては、被害の届け出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ、犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めている。

主な支援内容として、①捜査等の過程における情報提供（「被害者の手引き」の作成・配布、被害者連絡制度、指定被害者支援要員制度による病院への付き添い、刑事手続き等の説明、民間支援団体等の紹介）、②精神的被害の回復への支援（カウンセ

リングの専門的技術等を有する職員の配置，カウンセリング費用の公費負担等)，③経済的負担の軽減に資する支援（犯罪被害給付制度，身体犯被害者の初診料・一時避難場所の確保等の公費負担），④安全の確保，性犯罪被害者への支援等，⑤関係機関・団体などとの連携（犯罪被害者等早期援助団体との連携，被害者支援連絡協議会による関係機関・団体とのネットワーク構築）があげられる。

また，警察庁においては，犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める犯罪被害者等基本計画に関し，平成28年4月以降，基本計画策定・推進専門委員等会議の庶務を行っている。犯罪被害者等基本計画の経緯や検討体制については，別添2のとおりであり，政府は，平成17年に施行された犯罪被害者等基本法に基づき，犯罪被害者等基本計画を策定しており，既に第3次基本計画が閣議決定され，第4次基本計画策定に向けて検討を続けている。

# ワンストップ支援センターにおける支援の流れ(概略)



# 犯罪被害者等基本計画の経緯・検討体制

## 基本計画の経緯

### 犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

### 第1次犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成17年12月～平成22年度末までの5か年



### 第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成22年4月～平成27年度末までの5か年



### 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成28年4月～令和2年度末までの5か年



現在、基本計画策定・推進専門委員会等会議において、次期犯罪被害者等基本計画案を策定中（計画期間・令和3年4月～7年度末までの5か年を予定）

## 基本計画の検討体制

### 犯罪被害者等施策推進会議（基本法第24条）

- 【会長】○ 内閣総理大臣
- 【委員】○ 国家公安委員会委員長  
○ 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
・ 総務大臣  
・ 法務大臣  
・ 文部科学大臣  
・ 厚生労働大臣  
・ 国土交通大臣
- 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- ※ 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。



### 基本計画策定・推進専門委員会等会議

- 【任務】犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う
- 【専門委員】○ 関係行政機関の職員  
・ 警察庁長官官房審議官  
・ 内閣府大臣官房審議官  
・ 総務省大臣官房総括審議官  
・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官  
・ 文部科学省大臣官房総括審議官  
・ 厚生労働省政策統括官  
・ 国土交通省総合政策局次長
- 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者



# 経 済 的 支 援 に関する検討会

## 最終取りまとめ

平成19年9月

## 6 併せて検討することとされているものについて

### (1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非

そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が、事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられないでいる実情に鑑み、社会の連帯共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異ならないから、結局、本項の問題については1～5までで行った給付制度の検討に帰着するものと考えられる。

### (2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

#### ① 公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である綜合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。

このうち、「民事法律扶助」は、加害者に対して損害賠償請求の法的手続（調停、訴訟）をとる際に、弁護士費用及び印紙代等について立替えを受けることができるものである。

「犯罪被害者等法律援助事業」は、被害直後からの犯罪被害者相談、マスコミ対応、刑事告訴、法廷付添い、訴訟記録の閲覧謄写、意見陳述の助言等の各種支援について、弁護士費用の援助を受けることができるものである。

これら日本司法支援センターや日本弁護士連合会による各事業が果たす役割の重要性に鑑み、これらの事業について十分な周知を図るなど適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである。

また、警察・検察において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配意すべきである。裁判所においても、同様に、より一層の配慮が望まれる。

さらに、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策の提言が検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきである。

#### ② 新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」を導入する法律が成立し、同法の附則において、「政府は、被害者参加人の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とされたことから、「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制

度」に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けて検討を行うべきである。

なお、上記制度の運用の際、「民事法律扶助」ないし「犯罪被害者等法律援助事業」との適切な連携が図られるよう配意すべきである。

「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応すべきである。

### (3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成 19 年度予算において、被害直後の一時避難場所の借り上げに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。

中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を着実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。

## 第3 おわりに

犯罪被害者等に対する給付は、これまでも、昭和 55 年の制度創設以来、逐次、その充実が図られてきたところであるが、本提言の実施により、さらに抜本的な犯罪被害者等に対する給付の拡充等が行われることとなる。

犯罪被害者等施策推進会議において、本提言に係る施策の実施を推進し、その実施の状況を検証、評価、監視することにより、本提言が着実に実施され、犯罪被害者等に対しできるだけ手厚い経済的支援が行われることが望まれる。